ただし、１年を１事業年度とする会社（特定事業会社及び連結財務諸表を作成していない会社に限る。㉑において同じ。）が次のａからｃまでに掲げる期間に届出書を提出する場合（四半期連結財務諸表を作成している特定事業会社がａ及びｃに掲げる期間に届出書を提出する場合を除く。）には、それぞれａからｃまでに定める期間に係る四半期貸借対照表（四半期財務諸表等規則第４条の３に規定する比較情報を除き、特定事業会社がｂに掲げる期間に届出書を提出する場合には、中間貸借対照表（中間財務諸表等規則第３条の２に規定する比較情報を除く。）。以下⑰において同じ。）を併せて掲げること。なお、ａからｃまでに掲げる期間前において、それぞれａからｃまでに定める期間に係る四半期貸借対照表を掲げることができることとなった場合には、当該四半期貸借対照表を併せて掲げること。

ａ　最近事業年度の次の事業年度（以下⑰並びに㉑ｂ及びｃにおいて「次の事業年度」という。）における最初の四半期会計期間（以下⑰において「第１四半期会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日から次の事業年度における第１四半期会計期間の次の四半期会計期間（以下⑰において「第２四半期会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日の前日までの期間　当該次の事業年度における第１四半期会計期間

［ｂ・ｃ　略］

⑱　損益計算書

ａ　最近事業年度の損益計算書（⑰の規定により最近２事業年度に係る貸借対照表を記載する場合は、最近２事業年度の損益計算書）を掲げること。

ただし、⑰ただし書に規定する四半期貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期貸借対照表に係る四半期累計期間の四半期損益計算書（四半期財務諸表等規則第４条の３に規定する比較情報を除く。以下⑱において同じ。）を併せて掲げること。この場合において、四半期財務諸表等規則に定めるところにより当四半期会計期間に係る四半期損益計算書を作成した場合には、当該四半期貸借対照表に係る四半期会計期間の四半期損益計算書も併せて掲げること。

また、⑰ただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間損益計算書（中間財務諸表等規則第３条の２に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

ｂ　［略］

⑲　株主資本等変動計算書

最近事業年度の株主資本等変動計算書（⑰の規定により最近２事業年度に係る貸借対照表を記載する場合は、最近２事業年度の株主資本等変動計算書）を掲げること。

ただし、⑰ただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間株主資本等変動計算書（中間財務諸表等規則第３条の２に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

⑳　キャッシュ・フロー計算書

連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度のキャッシュ・フロー計算書（⑰の規定により最近２事業年度に係る貸借対照表を記載する場合は、最近２事業年度のキャッシュ・フロー計算書）を掲げること。

ただし、１年を１事業年度とする会社（特定事業会社及び連結財務諸表を作成していない会社に限る。㉑において同じ。）が次のａからｃまでに掲げる期間に届出書を提出する場合（四半期連結財務諸表を作成している特定事業会社がａ及びｃに掲げる期間に届出書を提出する場合を除く。）には、それぞれａからｃまでに定める期間に係る四半期貸借対照表（四半期財務諸表等規則第４条の３に規定する比較情報を除き、特定事業会社がｂに掲げる期間に届出書を提出する場合には、中間貸借対照表（中間財務諸表等規則第３条の２に規定する比較情報を除く。）。以下⑰において同じ。）を併せて掲げること。なお、ａからｃまでに掲げる期間前において、それぞれａからｃまでに定める期間に係る四半期貸借対照表を掲げることができることとなった場合には、当該四半期貸借対照表を併せて掲げること。

ａ　最近事業年度の次の事業年度（以下⑰並びに㉑のｂ及びｃにおいて「次の事業年度」という。）における最初の四半期会計期間（以下⑰において「第１四半期会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日から次の事業年度における第１四半期会計期間の次の四半期会計期間（以下⑰において「第２四半期会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日の前日までの期間　当該次の事業年度における第１四半期会計期間

［ｂ・ｃ　同左］

⑱　損益計算書

ａ　最近事業年度の損益計算書（⑰により最近２事業年度に係る貸借対照表を記載する場合は、最近２事業年度の損益計算書）を掲げること。

ただし、⑰ただし書に規定する四半期貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期貸借対照表に係る四半期累計期間の四半期損益計算書（四半期財務諸表等規則第４条の３に規定する比較情報を除く。以下⑱において同じ。）を併せて掲げること。この場合において、四半期財務諸表等規則に定めるところにより当四半期会計期間に係る四半期損益計算書を作成した場合には、当該四半期貸借対照表に係る四半期会計期間の四半期損益計算書も併せて掲げること。

また、⑰ただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間損益計算書（中間財務諸表等規則第３条の２に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

ｂ　［同左］

⑲　株主資本等変動計算書

最近事業年度の株主資本等変動計算書（⑰により最近２事業年度に係る貸借対照表を記載する場合は、最近２事業年度の株主資本等変動計算書）を掲げること。

ただし、⑰ただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間株主資本等変動計算書（中間財務諸表等規則第３条の２に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

⑳　キャッシュ・フロー計算書

連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度のキャッシュ・フロー計算書（⑰により最近２事業年度に係る貸借対照表を記載する場合は、最近２事業年度のキャッシュ・フロー計算書）を掲げること。